

八街市規則第 3 2 号

八街市協働のまちづくり推進委員会設置規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八街市協働のまちづくり条例（平成 2 9 年条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 1 9 条の規定により設置する、八街市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民のうちから公募により選任した者
- (2) 市民活動に関係する者
- (3) 事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(所掌事務)

第5条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 条例の適正な運用に関すること。
- (2) 条例の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、協働のまちづくりに関し、次の各号に掲げる事項について検証し、審議し、又は提言することができる。

- (1) 協働のまちづくりの推進施策に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認めること。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決したときは、この限りでない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(助言)

第8条 委員長は、会議の充実を図るために、協働のまちづくりに関する専門的な知識及び経験を有する者を会議に出席させ、その者から助言を受けることができる。

(議事録)

第9条 委員長は、委員会の議事の概要及び出席者を記載した議事録を調製し、これに署名しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。